

盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

<現 状>

障害の程度が比較的重い児童生徒に対して、障害の種類ごとに別々の学校制度と教員免許制度を設定（全就学児童生徒のうち0.46%が在籍）

学校制度	盲学校 (0.01%)	聾学校 (0.03%)	養護学校 (0.42%) 知的障害、肢体不自由、病弱
免許制度	盲学校教諭免許状	聾学校教諭免許状	養護学校教諭免許状

対象児童生徒の増加

障害の重度・重複化

基本的な考え方の転換

<今後の基本的な考え方>

- ・障害種別を超えた特別支援学校（仮称）を創設し、併せて免許制度の総合化を図る。
- ・特別支援学校（仮称）は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

学校制度	特別支援学校（仮称）
免許制度	特別支援学校教諭免許状（仮称）

